明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通二）　一
〔告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産六五）　二
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同六六）　二
○福島県伊達郡川俣町の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（環境二）　三
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（同三）　六
○福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（同四）　六
○福島県双葉郡浪江町の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（同五）　六
○福島県双葉郡葛尾村の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（同六）　六
○福島県相馬郡飯舘村の特別地域内除染実施計画の変更を公告する件（同七）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　税理士登録者関係　四二
地方公共団体　無縁墳墓等改葬関係　四三
会社その他　四四
会社決算公告　四六

省令

○国土交通省令第二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の三並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四の次に次の一条を加える。

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の五　法第五十五条の三の三の国土交通省令で定める区域は、別表第一のとおりとする。

第二十八条の二十一第一項中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第十八条の五関係）

一　令別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域のうち同号(3)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び同号(3)に掲げる地点と同号(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域及び次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1)　横浜大黒防波堤東灯台から一四〇度六、八〇〇メートルの地点
(2)　第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点
(3)　第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点
(4)　第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点
(5)　横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から八七度四五分五、四三〇メートルの地点
(6)　横浜本牧防波堤灯台から一四一度四五分五、九二〇メートルの地点

二　令別表第二第二号に規定する中山水道航路の区域

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「管轄」の下に「し、別表第三の上欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急確保航路（同法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路をいう。以下同じ。）の区域を管轄」を加え、同条第四項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十一条第九号、第七十七条第一号、第百三十条及び第百四十条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第百四十条第五項中「別表第五」を「別表第六」に、「別表第六」を「別表第七」に改め、「とおりとし」の下に「、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第八のとおりとし」を加え、「別表第七」を「別表第九」に改め、同条第六項中「別表第八」を「別表第十」に改め、同条第八項中「別表第九」を「別表第十一」に改める。

第百四十一条第四項及び第五項中「別表第十」を「別表第十二」に改める。

別表第二関東地方整備局の項中「中ノ瀬航路　浦賀水道航路」を「東京湾中央航路」に改める。

別表第十を別表第十二とし、別表第九を別表第十一とする。

別表第八関東地方整備局の項中「中ノ瀬航路　浦賀水道航路」を「東京湾中央航路」に改め、同表を別表第十とする。